

国民年金のお知らせ

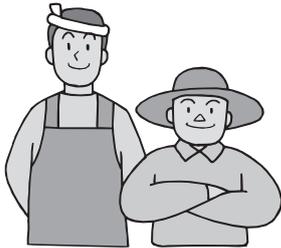
◆みんなが加入国民年金

国民年金は、日本に住む20歳から60歳までのすべての人が加入することになっています。

国民年金は、老後の生活を保障するだけでなく、病気やケガで障害が残ったときや、幼い子を残し配偶者に先立たれたときの保障もあります。

◆加入者（被保険者）は3種類に分けられます

加入者の種類によって保険料の納付や給付の内容が異なっているため3種類に区分されています。



第1号被保険者
自営業、学生、フリーターなど



第2号被保険者
厚生年金保険や共済組合等の加入者



第3号被保険者
第2号被保険者に扶養されている配偶者

加入種別	職業	加入手続	保険料は？
第1号被保険者	20歳以上60歳未満の自営業、自由業、農業、漁業などに従事している方、および大学生、専門学校生など	市区町村の国民年金担当窓口で行います。	平成27年度 定額保険料 月額15,590円 付加保険料 月額15,990円
第2号被保険者	厚生年金保険（船員を含む）や共済組合に加入している会社員・公務員など	勤務先が加入手続を行います。	厚生年金や共済組合の保険料を納めます。国民年金保険料を納める必要はありません
第3号被保険者	20歳以上60歳未満で、第2号被保険者に扶養されている配偶者	第2号被保険者の勤務先で加入手続を行います。	国民年金保険料は納める必要がありません。第2号被保険者の加入している年金制度が負担します。

国民年金保険料の免除申請を受け付けております。

国民年金には保険料の免除制度があり、【申請免除】は失業などの経済的な理由で保険料を納めるのが困難な場合に、申請により保険料納付が全額または一部免除される制度です。

申請免除は過去2年（申請月の2年1カ月前の月分）まで遡って行うことができますが、申請が遅れると万一のときに障害年金や遺族年金を受け取ることが出来なくなる場合もあります。

申請はすみやかに行ってください。

次回の年金相談日のお知らせ

5月13日(水)

場所 福島町役場

時間 午前10時～12時・午後1時～3時

函館年金事務所による年金相談は『予約制』のため、相談日の5月8日（金）までに相談したい内容を役場住民生活課戸籍年金係（☎47-4681）まで電話でお申し込み下さい。

問い合わせ先

函館年金事務所 お客様相談室 ☎0138-82-8001・8002

住民生活課戸籍年金係 ☎47-4681